

平成 25 年 10 月 30 日

## 「連帯債務」とは何か ～民法改正案に学ぶ多数当事者の債権債務関係～

弁護士法人ほくと総合法律事務所

弁護士 倉 橋 博 文

弁護士 高 橋 康 平

### 1. はじめに～連帯債務とは～

民法では、1つの債権・債務の当事者として複数の人物が登場する場合を、「多数当事者の債権債務関係」と総称しています。

これらは、概ね、以下の4類型が挙げられます。

- ・分割債権・債務（民法 427 条）
- ・不可分債権・債務（民法 428～431 条）
- ・連帯債務（民法 432 条～445 条）
- ・不真正連帯債務（判例法理）<sup>[1]</sup>

このうち、本稿で取り上げる「連帯債務」については、連帯保証と似た響きの単語ですが、一般にはあまりなじみが無い用語かもしれません。連帯保証といえば、「ほかならぬ親友の頼みであっても、簡単に連帯保証のハンコを押してはいけない。」「金融機関からの借りに関して代表者の連帯保証を求められた。」などと一般的にもすぐにイメージが湧くかと思いますが、連帯債務と厳密に概念を区別して理解するのは容易ではありません。

「連帯債務」については現在の民法改正の中でも議論がなされており、本稿では、普段なじみのない概念である「連帯債務」について「連帯保証」との違いなども説明しつつ、第 22 回コラム「民法改正の近時の動向と事業者に与える影響等」の続き

---

<sup>1</sup> 法律が「連帯債務」であると規定していても、債権の効力を更に強めるため、絶対的効力事由を制限する解釈が認められており、これを「不真正連帯債務」といいます。例えば、民法 719 条は、数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が「連帯」してその損害を賠償する責任を負うと定めていますが、その損害賠償債務については連帯債務に関する民法 437 条（免除の絶対効）の規定は適用されない、すなわち一人の債務者に対して債務を「免除」してもその効力は他の債務者には及ばないとされています（最判平成 6 年 11 月 24 日・判タ 867 号 165 頁など）。これによって、債権者（不法行為の場合であれば「被害者」）の保護を図ろうという趣旨です。

として、「民法（債権関係）に関する中間試案」（以下「中間試案」といいます。）<sup>[2]</sup>でどのような議論が行なわれているのかについても触れ、あわせて今後の事務に与える影響にも言及することとします。

## 2. 連帯債務と連帯保証の法的性質と相違点

民法改正の議論の紹介に入る前に、まずは連帯債務とは何なのかについて、連帯保証との対比も含めて解説したいと思います。

### (1) 連帯債務の法的性質

連帯債務とは、数人の債務者が同一内容の債務について、各自独立して全部を履行すべき義務を負うものです。債務者の数だけ、それぞれ独立した債務が存在すると解されており、保証とは異なり、連帯債務者間に主従の関係はありません。

具体的には、債権者は、連帯債務者の誰か一人に対して請求することもでき、同時に又は順次に全員に対して請求することもできます。そして、その請求額も各連帯債務者に対して全額でも一部でもよいとされています（民法 432 条）。

また、連帯債務者の一人について、その契約内容に無効又は取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務の効力には影響がありません（民法 433 条）。

なお、連帯債務者のうちの一人が全部の債務を弁済すれば、連帯債務者全員の債務が消滅します。

A、B、C の 3 人が D から 30 万円を借りて、その返済について連帯債務を負った場合、連帯債務者 A、B、C は、各自独立して 30 万円を D に支払う義務が生じる。A、B、C のいずれかが D に対して 30 万円を支払うと、他の連帯債務者は債務を免れる。

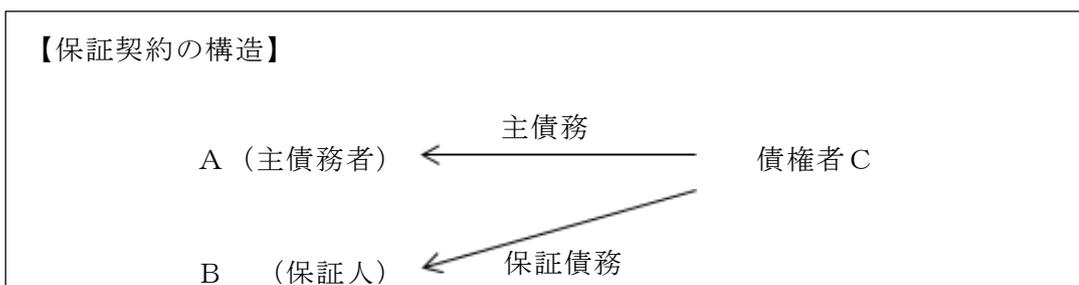
A、B、C の 3 人が D から 30 万円を借りて、その返済について連帯債務を負った場合、連帯債務者 A、B、C は、各自独立して 30 万円を D に支払う義務が生じます。A、B、C のいずれかが D に対して 30 万円を支払うと、他の連帯債務者は債務を免れます。

このように、3 名で連帯債務を負うと、3 名各自はそれぞれ債務の全部について義務を負いますので、債権者にとっては、債務者の中に一人でも弁済できる資力のある者がいれば、安心ということになります。

<sup>2</sup> 具体的には、中間試案の「第 16 多数当事者の債権及び債務（保証債務を除く。）」「3 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等」について解説します。

## (2) 連帯保証の法的性質

次に、連帯保証の法的性質について解説します。もっとも、連帯保証を理解する前提として、主たる債務（民法 446 条 1 項参照、以下「主債務」といいます。）と保証について理解することが必要ですので、まずはこの点について説明します。



保証契約は、債権者と保証人との契約によって成立します。通常は主債務者の委託を受けて保証契約を締結しますが、主債務者の委託等がなくても、有効に保証契約を締結することができます（民法 462 条）。保証債務は保証契約の成立によって発生する債務であって、主債務とは別個の債務です。しかし、保証債務は主債務に付従するため、主債務が無効であれば保証債務も成立せず、主債務が取り消されれば保証債務も原則として無効となります。また、保証債務の内容は、原則として主債務と同一であり、主債務が消滅すれば保証債務も消滅します（民法 448 条参照）。

連帯保証においては、債権者は主債務者・連帯保証人のいずれに対しても全額を同時又は順次に請求することが可能です。（この点は連帯債務と何ら変わりはありません。）

## (3) 連帯債務と連帯保証の相違点

このように、連帯債務は独立した債務であるのに対して、連帯保証は主債務に付従する債務であり、具体的には、以下の相違点があります（なお、記載は現行民法を前提としています。）。

- ① 連帯債務の場合は、そのうちの一人について無効・取消原因があっても、他の債務者に対しては影響がありませんが、連帯保証の場合は、主債務が無効・取消により消滅すると、保証債務も消滅します。
- ② 連帯保証の場合は、主債務者に対して、履行の請求その他の事由により時効の中断をすれば、保証人に対してもその効力が生じますが（民法 457 条

1 項)、連帯債務の場合は、連帯債務者の一人に対する履行の請求(民法 434 条)以外の時効中断の効力は、他の連帯債務者には原則として及びません。

- ③ 連帯保証人に対する免除をしたり時効が完成しても、主債務には影響しませんが、連帯債務者の一人に免除をしたり時効が完成した場合、その者の負担部分について他の連帯債務者も債務を免れます(民法 437 条・439 条)。
- ④ 債権譲渡の場合、連帯保証においては主債務について債権譲渡の対抗要件を備えればよいですが、連帯債務においては債務者全員について対抗要件を備えなければなりません。

連帯保証については、連帯債務に関する民法の規定(民法 434 条～440 条)が準用され(民法 458 条)、具体的には、

- ① 連帯保証人に対する履行の請求は、主債務者に対しても効力が生じ(民法 434 条)、
- ② 連帯保証人と債権者との間に更改<sup>[3]</sup>があったときは、債権は消滅し(民法 435 条)、
- ③ 連帯保証人はその債権者に対して有する債権をもって相殺することができ(民法 436 条 1 項)、
- ④ 連帯保証人と債権者との間で混同<sup>[4]</sup>が生じたときは弁済したものとみなされる(民法 438 条)、

ということになります。

もっとも、連帯債務における「負担部分」を前提としている規定である相殺援用権(民法 436 条 2 項)、免除<sup>[5]</sup>(民法 437 条)、時効の完成(民法 439 条)に関しては、「負担部分」のない連帯保証人には準用の余地はないと解されています。

「負担部分」とは、連帯債務者がその内部関係において出捐を分担する割合のことを言います。

#### (4) 小括

以上のとおり、連帯債務と連帯保証の法的性質及びその相違点を概観しました

---

<sup>3</sup> 「更改」とは、債務の要素(給付の内容、債権者、債務者等)を変更することによって、もとの債権を消滅させ、新たな債権を成立させる契約です(民法 513 条)。

<sup>4</sup> 「混同」とは、債権と債務が同一人に帰したときに債権が消滅することを指します(民法 520 条)。

<sup>5</sup> 「免除」とは、債権者の一方的な意思表示による債務の消滅を指します(民法 519 条)。

が、以下では、連帯債務の特色・趣旨及び中間試案における改正案について、もう少し詳しく解説します。

### 3. 連帯債務の特色・趣旨～絶対的効力事由～

民法上、連帯債務者の一人に生じた事由は、他の債務者に影響しない、というのが原則になっています（これを「相対的効力の原則」といいます。民法 440 条）。もっとも、上記で概観したとおり、民法 434～439 条には数多くの例外が定められており（これを「絶対的効力事由」といいます。）、これに該当する場合、連帯債務者の一人に生じた事由は他の債務者に影響を及ぼすことになります。

「履行の請求」のように、絶対的効力事由を認めることで、債権者に有利な場合もありますが、むしろ、その他の絶対的効力事由は連帯債務の担保的効力を弱め、債権者に不利になる場合が多いです [6]。

そこで、債権者保護の観点から、適用される事実関係に応じて解釈により、絶対的効力事由を広く認めたり、担保的効力を強化したり、といった柔軟な対応が必要だという考え方があり、その結果、本来の法律が連帯債務であると規定している場合でも、債権の効力を強めるべき場合には、絶対的効力事由を制限する解釈をすべきとして前述のような「不真正連帯債務」[1] などの概念が出てきます。

### 4. 中間試案における絶対的効力事由の改正案（中間試案）

#### (1) 改正案における議論の背景

前述のとおり、現行民法では相対的効力を原則としつつも絶対的効力事由を多く認めているという建付けになっています。

この点、「履行の請求」について言えば、絶対的効力事由があることによって、自らは請求を受けていない連帯債務者にとっては、自分の知らない間に履行遅滞に陥っていたり、消滅時効が中断していたりするなど、不測の損害を被るおそれがあるという批判がありました。他方で、夫婦が連帯債務者となって住宅ローンを組む場合（ペアローン）のように、連帯債務者の一人に対する履行の請求の効力が他の連帯債務者に及ぶことについて実務上の有用性が認められ、「履行の請求」に絶対的効力事由を認める必要性も肯定されます。そこで改正案では、連帯債務者の一人に対する「履行の請求」について、相対的効力を原則としつつ、「当

---

<sup>6</sup> 「民法Ⅲ（第3版）」内田貴 373 頁参照

事者間に別段の合意がある場合を除き」という例外を設けることとしています。これによって、債権者と（絶対的効力を及ぼし合うすべての）連帯債務者との間で別途の合意をすれば、「履行の請求」についても絶対的効力を及ぼすことができることとなります。

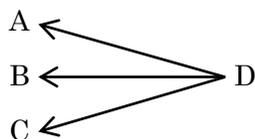
同じように、更改、免除、混同、時効の完成についても、履行の請求に平仄を合わせる形で、現行民法の絶対的効力事由の規定を改め、相対的効力を原則としつつ、「当事者間に別段の合意」がある場合にのみ絶対的効力を認める改正案が提案されています。

それぞれの制度における、現行民法の規定による不都合と改正案における扱いを事例で解説すると以下のとおりとなります。

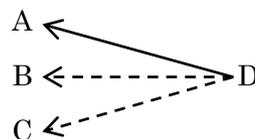
【連帯債務者の一人との更改 [3]】（現行民法 435 条）

A、B、C の 3 名の連帯債務者が債権者 D に対して 30 万円の連帯債務を負い、その負担部分がそれぞれ平等である場合において、A が D との間で A の債務を A 所有の自転車を D に引き渡すという債務の変更する旨の更改契約を締結したとすると、これによって、A の債務のみならず、B と C の債務も消滅することになる。

(30 万円の連帯債務)



(A が自転車を引き渡す債務のみ)



(現行民法への批判)

債権者が連帯債務者の一人との間で更改契約を締結したとしても、その更改契約に基づく債務の履行を受けるまでは、債権者は何らの満足も得られないのであるから、債権者は他の連帯債務者の債務を消滅させる意思までは有していないのが通常であるという批判あり。

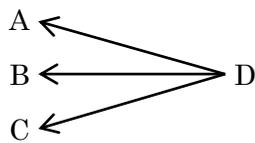
(改正案における扱い)

A が債権者 D との間で更改契約を締結したとしても B と C は債権者 D に 30 万円を連帯して支払わなければならないままとなる。A が債権者 D に自転車を引き渡すと、A の債務とともに、B と C の債務も消滅し、ただし A は B と C に対して 10 万円ずつを求償することができる。

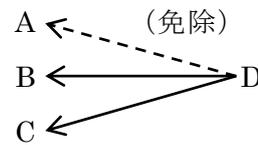
【連帯債務者の一人に対する免除 [5]】（現行民法 437 条）

A、B、C の 3 名の連帯債務者が債権者 D に対して 30 万円の連帯債務を負い、その負担部分がそれぞれ平等である場合において、D が A に対して債務の免除をすると、その免除の効力は A の負担部分である 10 万円の限度で B と C にも及ぶことになり、その結果、B と C は D に対して 20 万円を支払えばよいことになる。

（30 万円の連帯債務）



（B と C のみで 20 万円の連帯債務）



（現行民法への批判）

債権者が連帯債務者の一人に対して債務の免除をする場合には、債権者は単にその連帯債務者に対しては請求しないという意思を有しているにすぎず、他の連帯債務者に対してまで債務の免除をするという意思は有していないのが通常であるという批判あり。

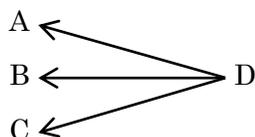
（改正案における扱い）

債権者 D が A に債務の免除をしても原則として B、C には影響を及ぼさず、債権者は B、C に対して 30 万円の請求ができる。その後、B が債権者に 30 万円を支払った場合、B が A に対して負担部分 10 万円についての求償ができる。求償に応じて支払ったとしても、A は債権者 D に対しては当該 10 万円の返還を求めるとはできないと考えられる（「法律上の原因」があるので不当利得とならないため）。

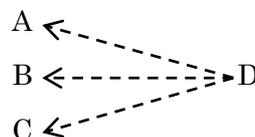
【連帯債務者の一人との混同 [4]】（現行民法 438 条）

A、B、C の 3 名の連帯債務者が債権者 D に対して 30 万円の連帯債務を負い、その負担部分がそれぞれ平等である場合において、D と A との間で混同(A が D を相続した場合等)が生じると、A が弁済したものとみなされ B と C の債務は消滅し、A は B と C に対して 10 万円ずつの求償ができるにとどまることとなる。

(30 万円の連帯債務)



(A が弁済したことになり債務消滅)



（現行民法への批判）

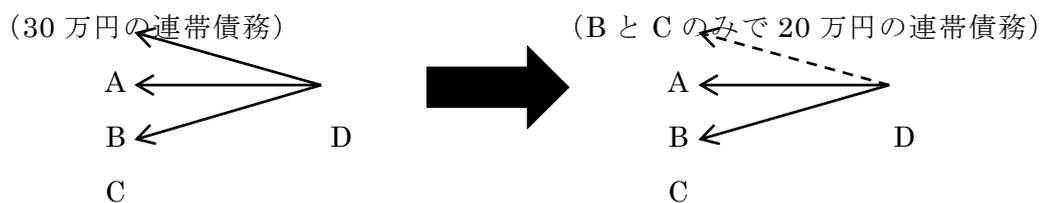
債権者が他の連帯債務者に対して各自の負担部分について求償することしかできなくなってしまうのは、通常の債権者の意思に反して連帯債務の担保的機能を弱めるといふ批判あり。

（改正案における扱い）

債権者 D を A が相続しその間に混同が生じたとしても、B と C は A に連帯して 30 万円を支払わなくてはならないままとする。B が A に対して 30 万円を支払うと、B は A と C に対して 10 万円ずつの求償をすることができることとなる。

【連帯債務者の一人についての時効完成】（現行民法 439 条）

A、B、C の 3 名の連帯債務者が債権者 D に対して 30 万円の連帯債務を負い、その負担部分がそれぞれ平等である場合において、A について時効が完成したとすると、その効力は A の負担部分である 10 万円の限度で B と C にも及ぶことになり、その結果、B と C は債権者に対して 20 万円を支払えばよいことになる。



（現行民法への批判）

債権者は、連帯債務者のうち資力のある一部の者からの弁済をあてにしている場合であっても、資力のない連帯債務者についても時効中断の措置を講じておかなければ、その者についての時効の完成によって、資力のある連帯債務者の債務が縮減されてしまうという思わぬ不利益を被りかねないという批判あり。

（改正案における扱い）

A について時効が完成したとしても、B と C には何らの影響も及ぼさず、B と C は債権者に対して連帯して 30 万円を支払わなければならないままとなる。なお、その後、30 万円を C が支払った場合に、C が A にその負担部分の 10 万円を求償できるかどうかは議論の分かれるところと思われる。

(2) 改正内容

以上に記載した中間試案における改正内容をまとめると、下表のとおりとなります。

条文・趣旨	現行民法	改正案
434 条（履行の請求）	連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、	連帯債務者の一人に対する履行の請求は、当事者間に別段の合意がある

	その効力を生ずる。	場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じないものとする [7]。
435 条（更改）	連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。	連帯債務者の一人について生じた更改は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じないものとする。
436 条（相殺）	①連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。 ②前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。	連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度で、他の連帯債務者は、自己の債務の履行を拒絶することができるものとする [8]。
437 条（免除）	連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のためにも、その効力を生ずる。	連帯債務者の一人について生じた免除は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じないものとする。債務の免除を受けた連帯債務者は、他の連帯債務者からの求償に応じたとしても、債権者に対してその償還を請求することはできないものとする。
438 条（混	連帯債務者の一人と債権者との間に	連帯債務者の一人について生じた混

<sup>7</sup> 中間試案では「連帯債務者の一人に対する履行の請求が相対的効力事由であることを原則としつつ、各債務者間に協働関係がある場合に限りこれを絶対的効力事由とするという考え方がある。」との注記がなされています。しかし、具体的にどのような場合に「協働関係」が認められるかについて基準が示されているわけではなく、解釈の余地が広く生じるものと思われます。

<sup>8</sup> 他の連帯債務者が相殺の意思表示をすること（大判昭和 12 年 12 月 11 日・民集 16 卷 1945 頁）はできず、履行拒絶権ができるにとどまるものとされました。

同)	混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。	同は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じないものとする。
439条(時効の完成)	連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。	連帯債務者の一人について生じた時効の完成は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じないものとする。

### (3) 債権者の立場からのポイント

中間試案における改正案では、履行の請求において債務者に有利な改正が提案されているものの、更改・免除・混同・時効の完成については、相対的効力事由に改められたことにより、債権者にとって有利な改正が提案されているといえます。(なお、相殺については、一概に、債権者と債務者のいずれに有利な改正がなされたかを評価することはできないと思われます。)

## 5. 今後の実務に与える影響

本稿では、連帯債務と連帯保証の異同及び中間試案における連帯債務の改正案について概観しました。

現行民法上、事業者にとって、連帯債務と連帯保証のいずれを選択する方が有利かといえば、連帯債務を選択した場合は、その後の①変更契約の際の取扱い、②時効の中断、③債務の免除、④債権譲渡等につき、債務者全員を相手に個別に債権管理を行う必要があり、一方、連帯保証を選択した場合は、時効の中断や債権譲渡などの管理においては主債務者だけを管理していればよく、連帯債務に比して、その運用が容易であるという側面があり、実務上、連帯保証を選択する方が望ましいといえます。

しかしながら、改正案においては、連帯保証人に対する履行の請求(民法458条)の効力について、連帯債務と同様、相対的効力を原則とする提案がなされていることから、いずれを選択した場合であっても「履行の請求」について相対的効力としたままの状態では債権者の立場となる事業者等にとって、煩雑な事務処理を要することになりかねません。

したがって、改正案が実現した場合において、連帯債務者や連帯保証人が存在す

る契約関係が発生する場合には、債権者の立場からすれば「履行の請求」について「別段の合意」をしなければ不利な扱いをされてしまうこととなります。

この点で改正後の民法においてあまりに煩雑な債権管理の事務を要する事態に陥るなどということのないように、今後の民法改正作業の推移を見守りつつ、既に各事業者において用意をしてある契約書等についても改訂をする準備をしておく必要が生じて来るのではないのでしょうか。

以 上

## 著者略歴（弁護士 倉橋博文）

- 平成 12 年 3 月 早稲田大学法学部卒業
- 平成 13 年 4 月 司法研修所入所（司法修習期：55 期）
- 平成 14 年 10 月 原田・尾崎・服部法律事務所入所（第一東京弁護士会入会）
- 平成 18 年 8 月 金融庁検査局総務課（専門検査官）
- 平成 19 年 7 月 総務省行政評価局・年金記録問題検証委員会担当を併任
- 平成 20 年 8 月 証券取引等監視委員会事務局証券検査課（専門検査官）
- 平成 22 年 8 月 LM法律事務所入所（第一東京弁護士会）
- 平成 25 年 1 月 弁護士法人ほくと総合法律事務所にパートナーとして参画

## 主な関与事件

会社更生事件（大手消費者金融業 管財人代理）、民事再生事件（ゲーム事業・飲食業・製造業・建設業等 申立代理人・管財人代理）、私的整理事件（製造業・旅館業）、第三者調査委員会（アンビシャス市場上場企業 調査委員長）

## 執筆・講演等

- 「保険業界の暴排条項対応」（共著 金融財政事情研究会）
- 「こんなときどうする 会社の法務 Q&A」（共著 第一法規）
- 「会社法関係法務省令 逐条実務詳解」（共著 清文社）
- 「反社会勢力からの企業防衛 経営者のための法務対応マニュアル」（共著 日経 BP 社）
- 「ここが知りたい会計参与の実務 Q&A」（共著 中央経済社）
- 「新会社法 A2Z 非公開会社の実務」（共著 第一法規）
- 「Q&A 新会社法の要点」（共著 新日本法規）
- 「個人情報保護と民暴対策-「反社会的勢力情報」の法理と活用-」（共著 金融財政事情研究会）
- 「民事介入暴力の法律相談」（共著 学陽書房）
- 「最新破産法」（共著 新日本法規）
- 「事業再生セミナー・金融円滑化法終了を踏まえた事業再生の最新実務」（平成 25 年 3 月・札幌商工会議所）
- 「悪質クレームの手口とその対応方法」（平成 24 年 11 月・特暴協中野地区研修）

### 著者略歴（弁護士 高橋康平）

平成 13 年 3 月 慶應義塾大学法学部政治学科卒業

平成 13 年 4 月 衆議院議員秘書

平成 19 年 3 月 大阪大学大学院高等司法研究科卒業

平成 20 年 12 月 株式会社ドン・キホーテ入社（第一東京弁護士会入会）

平成 23 年 10 月 弁護士法人ほくと総合法律事務所入所

### 主な関与事件

民事再生事件（ゲーム事業 申立代理人）

破産事件（ゴルフ事業 申立代理人）

第三者調査委員会（ジャスダック上場企業）

掲載日：2013 年 11 月 19 日